

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年1月28日

【事業年度】 第5期(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

【会社名】 セルソース株式会社

【英訳名】 CellSource Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 裙本 理人

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目19番5号

【電話番号】 03 - 6455 - 5308(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 雨宮 猛

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目19番5号

【電話番号】 03 - 6455 - 5308(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 雨宮 猛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2016年10月	2017年10月	2018年10月	2019年10月	2020年10月
売上高 (千円)	139,504	519,062	1,212,730	1,611,587	1,855,475
経常利益 (千円)	8,300	158,840	294,549	303,346	412,807
当期純利益 (千円)	6,447	111,400	193,400	199,606	274,082
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	90,000	90,000	90,000	593,424	672,818
発行済株式総数 (株)	1,800	3,600	7,200	1,920,000	2,048,800
純資産額 (千円)	96,447	207,848	401,249	1,607,703	2,042,507
総資産額 (千円)	135,038	327,420	697,012	1,842,242	2,352,136
1株当たり純資産額 (円)	22.33	48.11	92.88	279.12	331.90
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	1.49	25.79	44.77	45.91	45.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	45.86	42.98
自己資本比率 (%)	71.4	63.5	57.6	87.3	86.7
自己資本利益率 (%)	6.9	73.2	63.5	19.9	15.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	59.1	186.6
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	109,942	213,967	195,287	330,225
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	25,516	90,723	107,871	57,832
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	993,198	152,648
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	129,693	252,937	1,333,551	1,757,015
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	6 〔-〕	13 〔-〕	39 〔1〕	58 〔6〕	68 〔12〕
株主総利回り (%)	-	-	-	-	313.3
(比較指標：マザーズ指数) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(134.0)
最高株価 (円)	-	-	-	8,710	39,500
最低株価 (円)	-	-	-	5,500	6,680

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 第1期においては潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については記載しておりません。第2期及び第3期については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中

平均株価が把握できないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については記載しておりません。

6. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2019年10月28日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第1期から第3期までの株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 従業員数欄の[ ]には、臨時雇用者(パートタイマー及び派遣社員)の年間平均雇用人員(月末平均)を外数で記載しております。
9. 主要な経営指標等のうち、第1期については会社計算規則(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
10. 第2期から第5期までの財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59条)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
11. 第1期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
12. 当社は、2016年12月1日付及び2018年5月10日付でそれぞれ普通株式1株につき2株、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株、また2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 第1期から第4期までの株主総利回り及び比較指標は、2019年10月28日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、記載しておりません。第5期以降の株主総利回り及び比較指標は、2019年10月期末を基準として算定しております。
14. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。ただし、当社株式は、2019年10月28日から東京証券取引所マザーズ市場に上場されており、それ以前の株価については該当がありません。

## 2 【沿革】

当社の創業者である山川雅之氏(医師。現当社大株主。元当社代表取締役)及び裨本理人(当社代表取締役社長)は、再生医療の産業化推進を目的として、2015年11月に東京都港区西麻布において当社を創業いたしました。

当社設立以降の主な沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2015年11月	東京都港区西麻布に再生医療支援を事業目的としたセルソース株式会社(資本金90百万円)を設立
2016年3月	東京都渋谷区渋谷に「再生医療センター」として、CPC(Cell Processing Center)を開設
2016年3月	「FatBankサービス」及び「血液由来加工受託サービス」を開始
2016年4月	「美顔器の仕入販売」を開始
2016年5月	Medikan Co., Ltdと同社医療機器製品の日本国内独占販売契約を締結
2016年6月	「医療機器製造業許可」並びに「第三種医療機器製造販売業許可」を取得
2016年8月	「医療機器販売」を開始
2016年8月	「化粧品製造販売業認可」を取得
2017年2月	「再生医療センター」において、「特定細胞加工物製造許可」を取得
2017年5月	「脂肪由来幹細胞加工受託サービス」を開始
2017年5月	「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に即した医療の提供を支援する「再生医療等法規対応サポートサービス」を全面提供開始
2017年7月	「シグナリフト」ブランドの化粧品の販売を開始
2018年1月	「高度管理医療機器等販売業許可」を取得
2018年8月	多血小板血漿(PRP)を加工し長期保管を可能にするPFCフリーズドライ製法の特許取得
2018年11月	東京都渋谷区渋谷に本社を移転
2018年11月	化粧品「シグナリフト」ブランドの保湿クリーム「エンリッチクリーム」の販売を開始
2019年6月	国立大学法人大阪大学と、エクソソームを含む細胞分泌物を用いる治療法確立を目的とした「共同研究契約」を締結
2019年10月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2019年11月	住商ファーマインターナショナル株式会社と「脂肪由来幹細胞の分譲に関する契約」を締結し研究用途での提供を開始
2020年3月	不妊治療を目的とした「産婦人科」向けの血液由来加工受託サービスを開始

(注) 当事業年度末日後、本書提出日までに以下の事象が発生しております。

年月	概要
2020年12月	国立大学法人大阪大学と、脂肪幹細胞由来エクソソーム等を用いた「慢性閉塞性肺疾患治療」に関する「共同研究契約」を締結

### 3 【事業の内容】

当社は、再生医療( )を提供する医療機関への「脂肪・血液由来の組織・細胞の加工受託サービス」、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(以下、「再生医療等安全性確保法」)に関する再生医療等法規対応や経営管理を支援する「コンサルティングサービス」、及び「医療機器販売」で構成される「再生医療関連事業」と、化粧品及び美顔器を一般消費者に販売する「コンシューマー事業」に取り組んでおります。

各事業の内容及び特徴は次のとおりであります。なお、これらの事業は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項」におけるセグメントの区分と同一であります。

- ( ) 本書において「再生医療」は、「再生医療等安全性確保法」第2条第1項に定める「再生医療等」と同一の定義で使用しております。また、本書において「再生医療等」とは、かかる再生医療に加え、当社が提供する「血液由来加工受託サービス」や「FatBankサービス」を利用した治療など再生医療等安全性確保法の対象外の治療を含むものとしています。

#### (1) 再生医療関連事業

脂肪・血液由来の組織・細胞の加工受託サービス

##### a . 脂肪由来幹細胞加工受託サービス

2014年11月に施行された「再生医療等安全性確保法」では、医療機関が、再生医療に用いる細胞の加工作業を特定細胞加工物製造許可を取得した加工施設を有する外部企業へ委託することが認められております。

当社の再生医療センターは同法に基づく当該製造許可を取得しており、整形外科や形成外科等の医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する脂肪組織を預かり、脂肪組織由来間葉系幹細胞(以下、「脂肪由来幹細胞」( ))を抽出、培養、凍結保存する加工作業を行っております。なお、本サービスの委託者である医療機関は、患者から採取した脂肪組織から加工された脂肪由来幹細胞を公的医療保険が適用されない自由診療(以下、「自由診療」)のもとで、当該患者に対して主に変形性膝関節症の治療に用いております。

当社の行う脂肪由来幹細胞の加工作業に必要な脂肪組織は約20mLと少量であり、抽出及び培養後は凍結処理により長期保存が可能であります。したがって、医療機関は本サービスを当社に委託することにより、少量の脂肪組織の採取で当該患者に対して複数回の脂肪由来幹細胞の患部への投与が可能となるため、医療機関及び患者の負担が軽減されます。

本サービスでは、患者から採取された脂肪組織の加工作業が完了した時点で加工受託に係る会計上の収益を計上し、その後、当該加工の委託者である医療機関からの要請による脂肪由来幹細胞の発送の都度、配送並びに凍結保存の対価として手数料を収受し、別途配送料として会計上の収益を計上しております。

- ( ) 「脂肪由来幹細胞」とは、脂肪、骨、筋肉、血管等の様々な組織への分化能を有する幹細胞であり、主に創傷治癒・抗炎症性免疫調節・新生血管形成等の働きがあると言われております。この作用を利用し、患部等に脂肪由来幹細胞を注入することで炎症の抑制や硬化した組織の再生等の様々な効果が期待されています。また、医療業界での最近の研究から、これら作用・効果の機序として、幹細胞自身の直接作用のみでなく、幹細胞が産生する細胞外小胞(以下、「エクソソーム」)による周囲の細胞へのパラクライン効果(分泌物による近隣の細胞や組織への作用効果)が着目されています。

##### b . 血液由来加工受託サービス

本サービスにおいて当社は、整形外科、形成外科、産婦人科等の医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する血液を預かり、その血液から多血小板血漿(PRP)( 1)を作成し、活性化させ、成長因子等を濃縮し、無細胞化した後に凍結乾燥(フリーズドライ)を施した「PFC-FD」( 2)を作成する加工作業を行っております。なお、本サービスの委託者である医療機関は、当該患者に対する自由診療における主に変形性膝関節症治療や不妊治療などを目的として、「PFC-FD」を用いております。

現在、自己血から抽出したPRPを患部に注入し自己組織の修復を促す治療が整形外科、形成外科、皮膚科、産婦人科等で行われておりますが、本サービスにおいて、特許取得済みの当社独自技術により加工作成される「PFC-FD」は、医療機関内にて室温かつ長期間での保存が可能である点が特徴であります。

本サービスでは、加工の成果物であるPFC-FDを、委託者である医療機関に一括して発送しており、本サービスによる会計上の収益はPFC-FDの発送時点で計上しております。

- ( 1 ) 「多血小板血漿(PRP)」とは、血小板が多く含まれる血漿の事であり、血液中の血小板は様々な成長因子を含有し、組織の治癒過程において細胞の働きを調整する機能を有しております。この作用を利用し、患部等にPRPを注入することで炎症を抑制させる等の効果が期待されております。
- ( 2 ) 「PFC-FD」を用いた療法は、サイトカイン(細胞から分泌される低分子のタンパク質である生理活性物質)のみを投与する療法となります。そのため、細胞加工物であるPRP療法とは異なり再生医療等安全性確保法の対象外となります。

#### c . FatBankサービス

本サービスにおいて当社は、形成外科や美容外科等の医療機関より委託を受けて、医療機関が形成医療や美容医療等を目的として採取した患者の脂肪組織を預かり、脂肪組織を劣化させない超低温の環境で長期間の保管を行っております。従来、医療機関が脂肪組織を利用する医療を提供する際には、患者から都度、脂肪組織を採取しておりましたが、医療機関は本サービスを利用することで、必要な脂肪組織を安全に長期間保管しておくことができるようになります。そのため、医療提供時に患者から都度、脂肪組織を採取する必要がなくなり、医療機関及び患者の負担が軽減されます。

本サービスでは、会計上、脂肪組織の凍結保存処理が完了した時点で当該処理に係る収益、並びに医療機関の要請により保管している脂肪組織の配送時点で当該配送料に係る収益を計上しております。なお、当社は、1年を超える保管を行う場合には、追加で保管延長料に係る収益を計上します。

#### コンサルティングサービス

##### a . 再生医療等法規対応サポートサービス

医療機関が患者に再生医療を提供する場合、「再生医療等安全性確保法」に基づき、提供しようとする再生医療のリスクに応じた提供計画を事前に厚生労働大臣に提出することが義務づけられており、また、医療機関が自院で脂肪由来幹細胞や多血小板血漿(PRP)などの特定細胞加工物を製造する場合は、事前に厚生労働大臣へ届出することが必要であります。かかる法的手続きを経ない再生医療等の提供あるいは特定細胞加工物の製造は医療機関において法律違反となり、罰則が科されることとなります。

本サービスにおいて当社は、再生医療を行う医療機関より委託を受けて、医療機関が患者に再生医療を提供する際に必要となる各種申請・届出業務に係る書類作成等のサポート業務を行っております。

当社では、第2種及び第3種再生医療等提供計画書( )の作成支援を行うほか、法令等により定められた各定期報告書の作成支援、特定細胞加工物製造届出の支援及び法令遵守に関する各種助言等を行っております。

本サービスでは、会計上、当社の提供する計画書等の作成サービスが完了した時点または毎月の役務の提供が終了した時点で収益を計上しております。

- ( ) 「再生医療等提供計画書」とは、再生医療等安全性確保法第4条第1項に定める、再生医療等を提供する医療機関が認定再生医療等委員会の意見を聴取した上で地方厚生局に提出しなければならない書面です。なお、再生医療に用いられる医療技術は、再生医療等安全性確保法において、人の生命及び健康に与えるリスクの度合いから第1種から第3種に分類され、第1種はiPS細胞やES細胞などを用いた上記のリスクが最も高いもの、第2種は培養した幹細胞などを用いた医療技術等で第1種ほど上記のリスクが高くないもの、第3種は第1種及び第2種以外で最も上記のリスクが低い医療技術等とされています。

##### b . 経営管理支援サービス

本サービスにおいて当社は、医療機関より委託を受けて、KPI(重要業績評価指標)による経営管理手法や人材マネジメント手法の導入及び運営、並びに他の医療機関やアカデミア等との業務提携等をサポートする経営管理支援サービスを提供しております。

本サービスでは、毎月の役務の提供が終了した時点で当該月の業務委託料を収益として計上しております。

#### 医療機器販売

当社は、医療機関の円滑な再生医療の提供を支援することを目的とし、医療機関に対して、患者から血液及び脂肪等の組織を採取するために必要な医療機器を販売しております。

当社では、世界的に販売実績のある医療機器メーカーのMedikan Co., Ltdと国内販売独占契約を締結するなどし、医療機関に販売する医療機器の仕入れ・販売を行っております。

医療機器販売での会計上の収益認識は、一般的な機器販売と同様であります。

(2) コンシューマー事業

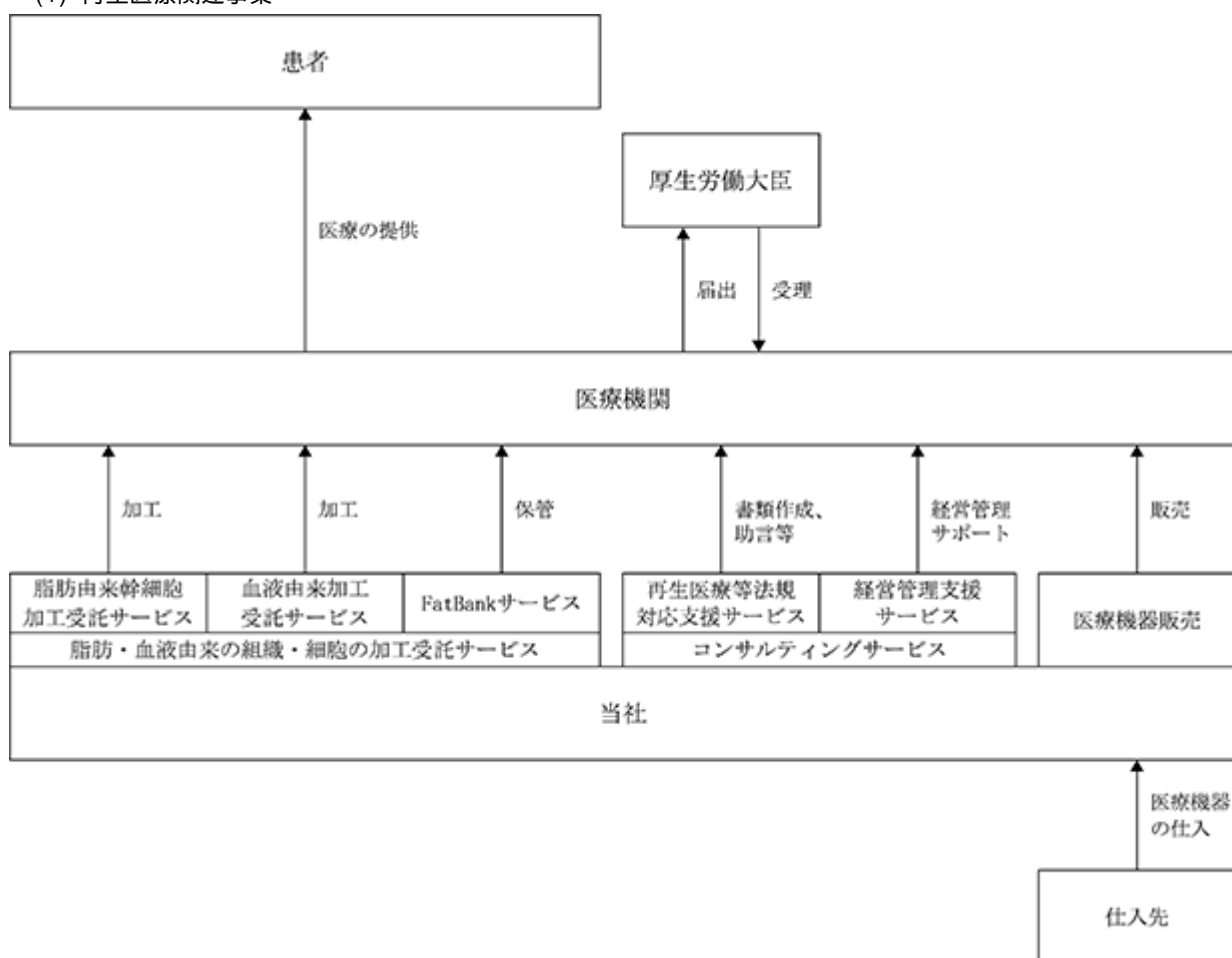
本事業において当社は、当社の再生医療センターでの脂肪由来幹細胞の研究に基づき開発された化粧品ブランド「シグナリフト」の美容液「エクストラエンリッチ」、クリーム「エンリッチクリーム」、及び洗顔ジェル「ジェリーウォッシュ」等、一般消費者向けの化粧品の製造販売を行っております。なお、美顔器の通信販売も行っておりますが2020年10月をもって当該販売事業は停止いたしました。

当社の化粧品は、再生医療関連事業における脂肪由来幹細胞の研究成果をもとに、肌のハリが生まれるメカニズムに着目して開発された独自成分「シグナペプチド」を配合している点が特徴であります。販売手法は自社Webサイトによる通信販売のほか、インターネットショップ、化粧品仕入販売事業者、医療機関・ドラッグストアなど店舗への販売になります。また、当社は、化粧品販売事業者からの化粧品のOEM製造を受託しております。なお、当社が販売する化粧品及びOEM製造を受託した化粧品の製造は化粧品製造業許可を取得している外部事業者へ委託しております。

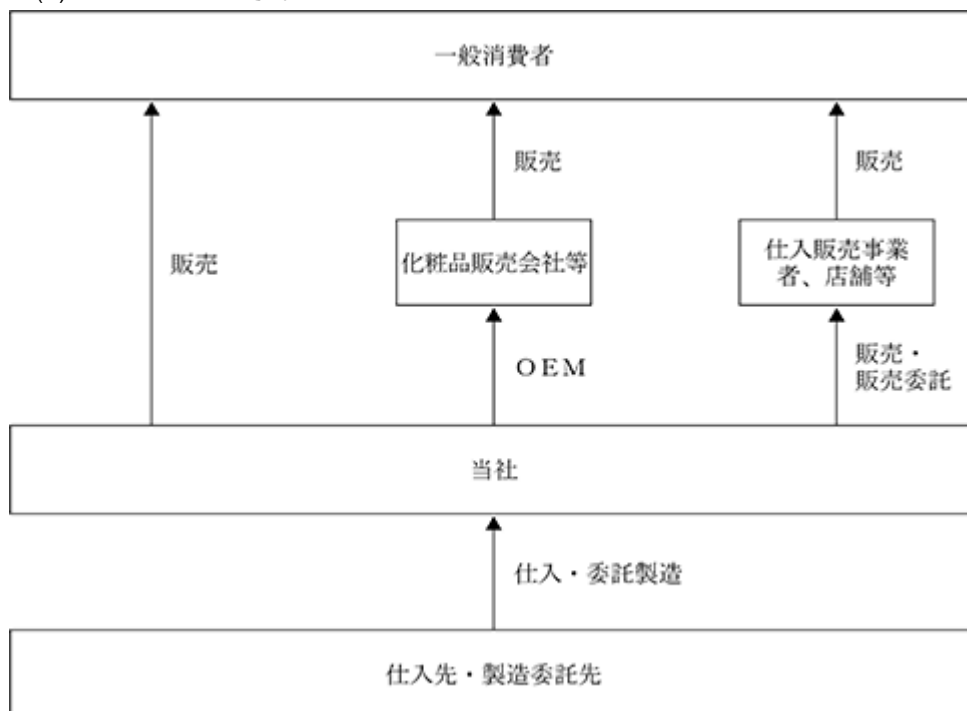
本事業での会計上の収益認識は、一般的な化粧品販売と同様であります。

事業の系統図は、次のとおりであります。

(1) 再生医療関連事業



(2) コンシューマー事業



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
68 (12)	36.6	2.0	5,577

セグメントの名称	従業員数(名)
再生医療関連事業	46(10)
コンシューマー事業	4(0)
全社(共通)	18(2)
合計	68(12)

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 2. 臨時雇用者は( )内に年間平均雇用人員(月末平均)を外数で記載しております。  
 3. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。  
 4. 従業員数が当事業年度中において10名増加しております。主な理由は事業拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本書提出日現在における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針及び経営環境

当社は、2014年11月の「再生医療等安全性確保法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」）施行を踏まえ、再生医療関連事業の産業化推進と同業での新たな価値創出を目指し、2015年11月に創設され、当事業年度は第5期となります。

再生医療の市場規模は、世界では2020年に6,300億円、2030年には7.5兆円、2040年には12兆円まで達する見込みであり、その中で日本国内の売上は2020年に570億円、2030年には5,300億円、2040年には9,100億円までの成長が予測されております（[参考] 令和2年9月、第1回再生・細胞医療・遺伝子治療開発協議会、議事資料より）。

当社は、下記のミッション及びビジョンのもと、課題解決型企業として、研究から治療の段階へと発展してきた再生医療分野における事業及び再生医療分野事業により獲得したノウハウ・ブランディングを活かしたその他関連事業を行っております。

#### <ミッション ~当社の目指すべき社会貢献~>

高齢化問題の解決

少子化問題の解決

財政赤字問題の解決（保険医療費削減）

#### <ビジョン ~当社の在るべき姿~>

社会課題に徹底的に向き合う会社

医療の新しい常識を創る会社

変化を恐れず前向きに挑戦する会社

事業推進にあたっての経営基本方針は下記のとおりであります。

再生医療等安全性確保法に基づく自由診療の分野に注力し、確固たる事業基盤を構築する。

提携医療機関との緊密な関係性を強みとし、自家細胞治療及びエクソソーム関連治療・開発に重点的に資源投入。他家細胞治療分野においては再生医療等製品を製造する他社に対し原料供給者として協働する。

医療・患者データの収集やマーケティング支援等、提携医療機関ネットワークを駆使した再生医療のリアルプラットフォームとして周辺ビジネスに商圏を拡大する。

他社との事業提携を有効に活かし、自社内基盤コストを抑え、高い価格競争力を維持する。

人財への投資は最重要な経営課題と捉え、採用に妥協は許さない。

将来的な海外グローバル展開を視野に、海外における再生医療に関する法令整備の動向を注視する。

過剰な与信リスクを抱えぬよう、取引先の信用状況等を精査し取引先管理に努める。

法的リスクのコントロール及びコンプライアンス遵守は経営及び業務遂行上の基本とし、業界全体の規範となる。

最新のITを駆使して、コミュニケーションコストをミニマイズし、徹底したスピードを追求する。

次の成長戦略を常に描き、足元の事業の拡大・安定化と並行して、次の布石を打つ努力を惜しまない。

## (2) 経営戦略

当社の経営戦略は以下のとおりであります。

再生医療関連事業における提携医療機関の増加と新たな治療分野の拡大  
再生医療周辺の新規技術開発並びに共同研究への積極的参画による臨床応用の展開加速  
学会セミナーの本格展開とアカデミア・医師等との共同治験推進  
協業会社等との連携による国内営業力の強化と海外展開推進  
再生医療関連事業により蓄積されたデータ、ノウハウを活用した新たな事業展開

## (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が属する再生医療業界は端緒についたばかりであり、業界を取り巻く環境の今後の動向に不確実性が高く、本書提出日現在、当社では経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標及びその数値目標を定めておりませんが、経営指標の構成要素となり得る、売上高営業利益率(以下、「営業利益率」)、再生医療関連事業における加工受託サービス提供先の医療機関数及び加工受託件数を主要業務係数としてモニタリングしております。

今後、業界動向及び当社の業績の推移等を勘案し、早期に経営指標及び数値目標を決定する予定です。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

経営戦略を推進する上で、当社は対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取り組みが必要であると考えております。

### 加工受託処理能力の向上

再生医療等に係る国内外での有効臨床データの発表や当該治療方法の認知度の高まり等を背景に、当社の再生医療関連事業での脂肪由来幹細胞加工受託サービスと血液由来加工受託サービスを合わせた加工受託件数(受注ベース)は、前事業年度の5,228件に対して、当事業年度は8,056件と順調に増加しており、今後もこの傾向は継続するものと認識しております。当社は、加工受託件数の増加にあわせた処理能力の向上のため、加工業務に使用する培地や機器等の改良・増設などによる作業工程の効率化や外部事業者への一部加工業務再委託の実施などとともに、専門的な知識・技能を有する優秀な人材の採用と育成を進めております。

### 治療・診療データの蓄積・エビデンスの確保

再生医療関連事業での加工受託及び医療機関等との連携による治療・診療等の実績データの蓄積・エビデンスの確保は、学会やセミナー等での展開やアカデミア・医師等との協働推進、さらには新たな事業エリアへの布石に向けて必要不可欠なものであると認識しております。当社では、かかるデータ蓄積・エビデンス確保を重要な経営課題と認識するとともに、その手法についても強化、改善してまいります。

### 内部統制、内部管理・法令順守・情報管理態勢の強化

事業推進や外部との協業等において、当社の経営管理上の信用力向上が必要となります。そのためには、内部統制システム及びリスク管理・法令遵守・情報等に関する内部管理態勢の基盤構築が重要であると認識しております。当社ではかかる内部統制・内部管理態勢の強化を継続的に実施してまいります。

### 人材の確保

当社は社歴が浅く小規模組織であるため、今後の事業拡大や企業価値向上に向け、経営戦略策定から事業推進、内部管理等、すべての会社機能において人材の確保が重要な課題であると認識しております。そのため、積極的な採用と有効かつ効率的な社員教育・育成等により、優秀な人材の確保・拡充を図ってまいります。

### 知財戦略

当社の事業推進の過程や第三者との共同研究等で獲得した知的財産権の確保は、競争力の確保、将来の事業展開のために重要であると認識しております。当社では、かかる知的財産権を顧問弁理士との緊密な連携により維持・確保してまいります。

### 財務安定性の向上及び株主還元

当社は社歴が浅いため純資産の積上げが十分でなく、今後の事業拡大や必要な投資等に備えるため財務安定性の向上が必要であると認識しております。また同時に、株主還元も重要な課題であると認識しております。

事業推進により利益剰余金の拡大を進めるとともに、かかる利益剰余金の活用に関し、内部留保と株主還元とをバランスをもって行っていくことが課題であると認識しております。

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、投資家の投資判断にあたってリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、かかるリスク発生の回避及び発生した場合の当社事業、業績又は財務状態への悪影響をミニマイズするための対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

### (1) 事業及び事業環境に関するリスク

#### 加工受託サービスの市場環境について

現在、当社が扱う加工受託サービスの主な疾患領域は変形性膝関節症としており、当該疾患に対して当社の加工受託サービスを利用して医療機関が行う自家による脂肪由来幹細胞や血液を用いた治療件数は、国内外での有効臨床データの発表や当該治療方法の認知度の高まり等を背景に増加してきており、当社では今後もこの傾向は継続するものと認識しております。しかしながら、自家による脂肪由来幹細胞や血液を用いた治療はいまだ黎明期であり不確実性が高く、今後の法令諸規則の制定・変更や治療効果等の動向によっては医療機関における治療件数の増加が鈍化する事もありえ、その場合には、今後の当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、委託者である医療機関においては患者に対する自由診療領域に関するものであり、当社は医療機関から加工受託サービスの対価として委託費を受領しておりますが、将来、当社が提供する加工受託サービスに関する医療機関による治療が保険診療の対象となった場合には、診療報酬の改定等に伴い医療機関から当社への委託費の価格引下げ圧力が生じる可能性があります。また、当社の加工受託サービス分野に今後、競業他社が参入し競争環境が激化した際にも、同様に委託費の価格引下げ圧力が生じ得ます。このような要因により当社の加工受託サービスの委託費の価格低下が生じる場合には、今後の当社の事業推進や経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 法的規制について

当社の行う加工受託サービス及び医療機器の販売は、「再生医療等安全性確保法」、「医薬品医療機器等法」、「製造物責任法」、及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令の規制を受けております。また、化粧品販売事業で行う業務は、化粧品の仕入れ・販売に関する「医薬品医療機器等法」、自社製品の製造販売に関する「製造物責任法」、事業者の営業活動に関する「不正競争防止法」、製品の製造委託に関する「下請代金支払遅延等防止法」、一般消費者への直接販売に関する「消費者契約法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、及び「特定商取引に関する法律」、並びに「個人情報保護法」等の法令の規制を受けております。

当社は、事業に関連する法規制やリスク対応等について、隔月に1回定期的に開催する社内のコンプライアンス・リスク協議会において検討するとともに、社内管理体制の維持・強化を図ることにより、これら法令に基づく許可・登録の維持、法令及び関連する諸規則の遵守を徹底する経営基盤を構築しておりますが、当社がこれら法令諸規則に抵触しているとして、許可・登録の取消し処分等を受けた場合、営業停止や課徴金等の行政処分を受けた場合、製造物責任法等に基づく損害賠償責任が発生した場合又はそれらに伴う当社信用の失墜などにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、これら法令諸規則の予期しない制定・変更又は解釈の変更によって、当社において新たな対応が必要となり追加コストが発生する等の場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 品質・安全性の確保及び製造・生産体制について

「再生医療等安全性確保法」に基づく当社の脂肪由来幹細胞に関する加工受託サービスは、厚生労働大臣から「特定細胞加工物製造許可」を得た再生医療センターで行っており、当該加工受託サービスの工程は、同許可の前提となる「標準業務手順書」(SOP)に基づき実施し、品質確保に努めております。また、同法の規制を受けないPFC-FDの加工工程におきましても、同許可に準拠したSOPを作成し、その規定に沿った品質の確保に努め

ております。

しかしながら、当社の管理不備により「標準業務手順書」(SOP)の規定に反する工程を実施し、その結果、当該加工受託サービスの品質に悪影響を与えた場合、当社の信用失墜を招き、当社の事業推進に支障が生じ、今後の当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、加工受託サービスにおける脂肪由来幹細胞の抽出・培養・保存及びPFC-FD加工の処理能力は、加工施設、各種加工機器、及び加工技術者それぞれの処理能力に依存します。当社では受託件数の増加を見込み、受託業務に使用する培地や機器等の改良・増設などにより作業工程を効率化や専門的な知識・技能を有する優秀な人材の採用と育成を進めている他、加工業務一部の外部事業者への再委託を進めております。さらには、受託件数の増加ペース加速化を想定し加工施設の増設や新設についても検討しております。しかしながら、これら処理能力の増強以上のスピードで医療機関からの委託ニーズが伸長し、当社の処理能力上そのすべてを受託する事ができず事業機会を逸失する場合、又は受託するための処理能力の増強に係る費用が想定以上に膨らんだ場合、計画どおりの人材の確保が行えない、若しくは当社の優秀な人材が流出した場合には、当社の再生医療関連事業の事業拡大に支障が生じ、今後の当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

「シグナリフト」ブランドの化粧品については、販売する製品の製造設備を自社で保有せず、すべての製造を株式会社シャロームに委託しています。そのため、何らかの理由で同社への製造委託が維持できない状況となった場合、同社の製造拠点が事故や自然災害などにより生産停止になった場合などには、製造委託の代替先が確保されるまでの間、当社製品の販売機会損失を招き、コンシューマー事業の売上減少を通じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、化粧品の製造・販売にあたっては、顧客の身体・衛生に危害が生じないよう細心の注意をもって品質と安全性の確認を行い、また、取扱い方法の適切な案内に留意しておりますが、当社が販売する化粧品及び美顔器により顧客の健康被害等が発生した場合には、賠償対応やリコール対応等による費用が発生し、また当社に対する信用が失墜するなどし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 製造物責任について

当社の事業には、製造物責任賠償のリスクが内在しております。当社は細胞加工物及び医療機器並びに化粧品について製造物責任保険を一部付保しておりますが、最終的に当社が負担すべき賠償額を全額カバーできるとは限りません。従いまして、当社が加工受託サービスした細胞加工物が患者の健康被害を引き起こした場合、又は当社が販売する医療機器や化粧品の欠陥等による事故が発生した場合には、当社が製造物責任を負う可能性があり、当社の事業推進に支障が生じ、今後の当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、このような事例において結果として当社の責任が否定されたとしても、当社に対する信頼に悪影響が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 特定の取引先について

当事業年度の売上高1,855,475千円のうち、医療法人社団活寿会（以下、「活寿会」）及び活寿会が運営するクリニックに対する売上の合計額は810,776千円と売上高総額の43.7%となっており、活寿会に対する当社の売上依存度は高い水準となっております。活寿会は、主に変形性膝関節症の治療を専門とするクリニックを経営しており、当事業年度末日において、東京ひざ関節症クリニック銀座院、東京ひざ関節症クリニック新宿院、大宮ひざ関節症クリニック、大阪ひざ関節症クリニック、横浜ひざ関節症クリニック、札幌ひざ関節症クリニック、名古屋ひざ関節症クリニック、福岡ひざ関節症クリニックの8院を傘下にしております。当社は、活寿会傘下の各院とは、それぞれの開院以来、加工受託サービスを中心に再生医療関連事業の各サービスを提供するなどし、当社事業拡大にあたり活寿会とは極めて緊密かつ重要な取引関係を築いてまいりました。当社及び活寿会は、今後もこの関係を維持、発展させる方針であり、また当社といたしましては、活寿会以外の取引先の新規開拓、取引深耕図ってまいりますが、何らかの理由で将来、両者の関係が悪化し、あるいは活寿会の経営環境が悪化した場合などには、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社で販売する医療機器の一部は、Medikan Co.,Ltdからの仕入れに依存しており、本書提出日現在において当該医療機器の代替製品は確保できておりません。当社では、代替品の確保に向けての施策を検討しておりますが、何らかの理由でMedikan Co.,Ltdからの仕入れが実施できない状況となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 再生医療等治療に対する風評リスクについて

再生医療に関する規制の枠組みは、「再生医療等安全性確保法」及び、旧薬事法から改定された「医薬品医

療機器等法」により整備されましたが、両法は2014年11月に施行された新しい法律であります。今後、両法に基づき再生医療を行う医療機関や関連サービスを提供する事業会社が増えるに従い、再生医療等に関して法令違反行為や医療過誤の発生、又は想定外の治療結果などが起こり得ます。

当社の再生医療関連事業は、主に、他人の細胞等を利用する他家治療に比べ患者の健康リスクの少ない自家による脂肪由来幹細胞や血液を用いた治療に関する加工受託サービスの提供であり、また、当社は、当社の加工受託サービスを利用して治療を実施する医療機関に対し、加工受託サービスの適切な利用法に関するサポートを行っており、また、当社の再生医療等法規対応サポートサービスを利用して、自家による脂肪由来幹細胞や血液を用いた治療を行う医療機関に対し「再生医療等安全性確保法」に基づき必要な法規対応に関するサポートを実施しておりますが、医療機関等による法令違反行為等や患者にデメリットとなるような治療、また違法な治療や医療過誤等により重篤な症状を引き起こす事象等が発生した場合には、再生医療全体に対する風評被害となり、結果として当社の事業推進に支障が生じ、今後の当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 研究開発について

当社では、様々な細胞が分泌する小型の膜小胞であるエクソソームに着目し、再生医療関連事業における新たな製造・加工受託分野の開拓や創薬事業への参入に向けエクソソームの研究開発を進めております。また、既に当社が加工受託を実施している脂肪由来幹細胞やPFC-FDを用いた治療についても各種診療領域での有効性評価などを継続に実施しております。これら研究開発活動は大学等のアカデミアや他事業者との共同研究を中心に推進しており、当事業年度における研究開発費10,817千円の売上高に対する比率は0.6%と多額な費用とはなっておりません。ただし、今後の研究方法や具体的な事業化の内容によっては、将来的には多額の研究開発費を投じる事により当社の経営成績や財政状態が現状と大きく変化する可能性があります。また、研究開発費に見合うだけの事業化等の成果が得られなかった場合等には、当社の事業拡大に支障が生じ、今後の当社の事業戦略や経営成績に影響を与える可能性があります。

#### 個人情報の保護について

当社の化粧品販売事業では、インターネット等の媒体を利用した個人顧客への直接販売を実施しており、購入者の個人情報を保有しております。また、加工受託サービスを行う際、取引先の医療機関から患者の個人情報を入手する機会があります。

当社では、入手した個人情報の管理を徹底していますが、何らかの理由で個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合には、当社の社会的信頼の失墜や賠償金の支払い等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権について

当社は、研究開発活動等により得た技術・ノウハウ等について、顧問弁理士の助言に基づき積極的に特許等をはじめとした知的財産権を確保するよう努めております。また、当社が他社の知的財産権を侵害しないよう十分に留意し疑義ある場合には顧問弁理士に調査を依頼するようしております。

第三者により当社の知的財産権が侵害された場合や権利侵害を当社が行ったとして係争を起された場合、又は、当社が獲得した知的財産権が当社の想定に反し有効に活用できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 自然災害等について

大地震等の自然災害及び火災等の事故等により、自社及び委託先の製造・加工設備の損壊、配送網の分断、多くの役職員の就業不可状況の長期化等の不測の事態が発生した場合、当社事業の継続に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大について

2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症第一波拡大に伴い、当社の提携医療機関への患者来院数の減少により当社の加工受託数も減少しておりましたが、同年5月の緊急事態宣言解除以後、加工受託数は順調に回復・伸長してきており、またその後の第二波、第三波拡大時においても加工受託数に大きな影響はでておりません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会への影響が一層深刻化・長期化し当社の提供医療機関への患者来院に大きな支障が発生するなどした場合には、加工受託サービスの収益悪化を引き起こ

し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (2) 会社組織に関するリスク

### 社歴が浅い事について

当社は2015年11月に設立、2020年10月期は第5期となる社歴の浅い会社であります。当社は設立第1期から黒字決算を達成、その後も業績を拡大してまいりましたが、過年度の経営成績は期間比較を行うための十分な材料とはならず、今後の経営成績を判断するための情報としては不十分である可能性があります。

### 小規模組織に応じた内部管理体制である事について

当社の人員体制は、2020年10月期期末日現在、取締役4名(常勤の業務執行取締役は3名)、従業員68名と小規模な組織であります。このうち管理部門は常勤取締役1名、従業員11名であり、現在の当社の内部管理体制はこのような組織規模に応じたものとなっております。今後も内部管理体制の強化を図るべく、人材の採用と育成を積極的に進めてまいりますが、計画どおりに人員体制の強化が進まない場合には、内部管理体制の強化や当社の業務推進に支障が生じ、今後の事業拡大に影響を及ぼす可能性があります。

### 特定の事業推進者への依存について

当社の代表取締役社長である榎本理人は、当社の創業者であり、設立以来、代表取締役として経営方針や事業戦略の立案・決定及び事業推進において重要な役割を果たしております。当社では事業担当取締役や執行役員を配置、人員拡充による権限移譲を進めるなどし、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を行っており、今後も優秀な人材の確保・教育に努めてまいりますが、何らかの理由により、同氏が当社の業務を推進する事が困難となった場合、当社の事業推進に支障が生じ、今後の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 人材の確保と育成について

「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」及び「第5 経理の状況」に記載したとおり、当社の業績は過年度において拡大しております。今後の更なる業績拡大のためには、各部門において優秀な人材の確保は重要な経営課題と認識しており、人員の採用・教育を進めております。しかしながら、人材の確保・育成が計画どおりに進まず、又は優秀な人材の流出等が発生した場合には、当社の事業拡大に支障が生じ、当社の事業や経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (3) 財産状況等について

### 配当について

当社は、創業以来株主に対する剰余金の配当実績はありません。剰余金配当など株主への利益還元は重要な経営課題と認識しておりますが、当面は、財務の安定性と将来の成長に向けた投資等に備え、内部留保の確保を優先する事が企業価値向上を通じた株主利益の最大化につながるものと考えております。将来的には、事業環境、当社の経営成績や財務状況、及びそれらを踏まえた投資計画等を総合的に勘案しながら株主への剰余金配当を検討してまいりますが、現時点においてはその実施時期や配当方針については未定であります。

### 新株予約権による希薄化について

当社は、長期的な企業価値向上へのインセンティブや優秀な人材の確保等を目的に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、従業員及び社外協力者に対し新株予約権を付与しております。2020年10月期期末日現在、これら新株予約権の未行使残である潜在株式数は87,000株であり、発行済株式総数2,048,800株の4.2%に相当します。当社では、今後も、役員等へのインセンティブ付与等を目的に、新株予約権又はそれに類するエクイティ・インセンティブプランを実施する可能性があります。現在の潜在株式及び将来に付与・発行される新株予約権等の権利行使が行われた場合には、当社株式の1株当たりの価値が希薄化し、さらに、かかる行使により交付された当社株式が市場で売却された場合には、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

### 資金使途について

株式上場時の公募増資等による調達資金の使途については、今後の事業拡大に備えた設備拡充に伴う投資資金、ソフトウェア等の拡充資金、人件費・採用費、及び再生医療関連事業における学会運営費用や研究開発費

に充当する予定です。しかし、事業環境や当社の事業戦略の変化によっては、現在予定している計画以外の用途へ充当する可能性があり、また現在の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定どおりの投資効果が得られない可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

##### 経営成績の分析

当社は、2014年11月の「再生医療等安全性確保法」及び「医薬品医療機器等法」施行を踏まえ、再生医療業の産業化推進と同業での新たな価値創出を目指し、2015年11月に創設され、当事業年度は第5期となります。

当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的な低迷こそあったものの、提携医療機関の一層の開拓などにより加工受託サービスの受託件数が伸長したことなどから売上は順調に拡大いたしました。一方、人員の増強や内部管理体制の強化を図ったことなどから人件費や業務手数料が増加したものの、コンシューマー事業の販売戦略見直しにより広告宣伝費を削減した結果、販売費及び一般管理費の増加は抑制されたものとなりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,855,475千円(前事業年度比15.1%増)、売上総利益は1,258,956千円(前事業年度比9.1%増)、営業利益は415,551千円(前事業年度比27.1%増)、当期純利益は274,082千円(前事業年度比37.3%増)となり、創業以来4期連続の増収増益を達成いたしました。

報告セグメント別の実績は、以下のとおりです。

##### (再生医療関連事業)

再生医療関連事業では、加工受託サービス又はコンサルティングサービスの契約を締結した提携医療機関数が前事業年度末から254院増加し当事業年度末には550院と順調に増加いたしました。また、有効な治療結果などを受け既存提携医療機関の受託サービス利用の稼働率も上昇いたしました。その結果、脂肪由来幹細胞加工受託サービスと血液由来加工受託サービスとを合計した加工受託件数が前事業年度の5,228件から当事業年度は8,056件に増加するなどし、加工受託サービス、コンサルティングサービス、医療機器販売ともに順調に売上が拡大いたしました。提携医療機関数や加工受託数の増加を受け変動費や人件費などは増加いたしました。当事業年度のセグメント利益率は50.3%(前年度は50.2%)と引き続き高い水準を維持しております。

これらの結果、本報告セグメントの当事業年度の売上高は、1,685,031千円(前期比40.5%増)、セグメント利益は847,353千円(前期比40.7%増)となりました。

##### (コンシューマー事業)

コンシューマー事業では、化粧品等のEC広告環境の変化を受け、自社Webサイトでの広告出稿手法や価格戦略の大幅な展開を図るとともに、大手ドラッグストアやコンビニエンスストア等店舗や中国向け越境ECなどでの販売強化も段階的に進めてまいりましたが、これら販売戦略変更に伴う明確な成果は当事業年度においては具現化いたしませんでした。

これらの結果、本報告セグメントの当事業年度の売上高は170,444千円(前期比58.6%減)、セグメント損失は13,607千円(前事業年度は80,932千円の利益)となりました。

#### 財政状態の状況

##### (資産)

当事業年度末の総資産は2,352,136千円と前事業年度末から509,893千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が423,463千円及び売掛金91,783千円それぞれ増加したことを主因に流動資産が前事業年度末から511,481千円増加の2,165,911千円となったことによります。

##### (負債)

当事業年度末の負債は、309,629千円と前事業年度末から75,090千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が60,936千円増加したことによります。

##### (純資産)

当事業年度末の純資産は、資本金79,394千円の増加及び資本準備金79,394千円増加したことに加え、当期純利益の計上274,082千円により、前事業年度末から434,803千円増加し、2,042,507千円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は1,757,015千円となり、前事業年度末と比較して423,463千円の増加となりました。

当事業年度のキャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動による資金の増加は330,225千円(前事業年度は195,287千円の増加)となりました。これは主に、税引前当期純利益412,807千円(前事業年度は303,346千円)及び長期前払費用償却額36,285千円(前事業年度は40,795千円)の計上があった一方、売上債権91,783千円の増加(前事業年度は3,840千円の増加)及び法人税等の支払76,909千円(前事業年度は159,860千円の支払)などがあった事によるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動による資金の減少は57,832千円(前事業年度は107,871千円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出30,072千円(前事業年度は50,075千円の支出)及び長期前払費用の取得による支出25,110千円(前事業年度は31,105千円の支出)などがあった事によるものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動による資金の増加は152,648千円(前事業年度は993,198千円の増加)となりました。これは主に、株式の発行による収入157,887千円(前事業年度は1,003,074千円の収入)によるものです。

#### 生産、受注及び販売の実績

##### a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

##### b. 受注実績

再生医療関連事業のうちコンサルティングサービスに関する、当事業年度における受注実績は以下のとおりとなります。

なお、その他のサービス・事業につきましては、受注から売上計上までの所要日数が短く、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

事業の名称	受注実績(千円)	前年同期比(%)
コンサルティングサービス	17,840	137.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

##### c. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
再生医療関連事業	1,685,031	140.5
コンシューマー事業	170,444	41.4
合計	1,855,475	115.1

(注) 1. セグメント間取引は、ありません。

2. 最近2事業年度及び当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
医療法人社団活寿会	513,822	31.9	810,776	43.7



メトラス株式会社	187,169	11.6	299,826	16.2
----------	---------	------	---------	------

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 前事業年度期末日において、医療法人社団活寿会は、東京ひざ関節症クリニック銀座院、東京ひざ関節症クリニック新宿院、大宮ひざ関節症クリニック及び大阪ひざ関節症クリニックの4院を傘下にしており、前事業年度の販売高は4院の数値を合算して記載しております。
5. 当事業年度期末日において、医療法人社団活寿会は、東京ひざ関節症クリニック銀座院、東京ひざ関節症クリニック新宿院、大宮ひざ関節症クリニック、大阪ひざ関節症クリニック、横浜ひざ関節症クリニック、札幌ひざ関節症クリニック、名古屋ひざ関節症クリニック及び福岡ひざ関節症クリニックの8院を傘下にしており、当事業年度の販売高は8院の数値を合算して記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するに当たり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項(重要な会計方針)」に記載されているとおりであります。

当社は、過去の実績や取引の状況に照らして、合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産、負債の帳簿価額及び収益、費用の全般に反映して財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 事業の主要業務係数について

当社で推進する事業の主要サービスは、脂肪由来幹細胞加工受託サービス及び血液由来加工受託サービスであり、主要業務係数として「提携医療機関数」と両サービスの「加工受託数」をモニタリングしております。当事業年度末の提携医療機関数は550院であり、前事業年度末の296院から254院増加、加工受託数は8,056件と前事業年度の5,228件から2,828件増加と順調に事業を拡大しております。今後も提携医療機関数と加工受託数の増加を図り、事業売上の一層の拡大を目指してまいります。

b. 収益性について

当社では、当社の企業価値向上と将来に向けての投資等の原資の確保のため、コストコントロールが極めて重要と認識し、そのための主要な業務係数として営業利益率を重視しております。当事業年度は、事業拡大に伴い人件費や業務手数料が増加する一方、広告宣伝費を削減した結果、売上の増加率に比し販売費及び一般管理費が抑制され、営業利益率は22.4%と前事業年度の20.3%から改善いたしました。今後も、収益拡大とあわせ営業利益率の推移を重要な業務係数としてモニタリングし、適宜、的確な対応を実施する事で高収益性の確保に努めてまいります。

c. 資本の財源及び流動性の確保について

当事業年度末の純資産額は2,042,507千円、現金及び現金同等物の残高は1,757,015千円となっております。流動比率は702.0%、自己資本比率は86.7%であり、多額な資本的支出の予定はなく、また金融機関の当座貸越枠を確保していることから流動性の問題はありますが、将来の事業拡大やそのための投資を想定しますと、財務基盤の継続的な増強が必要であると認識しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 独占販売店契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約期間	契約内容
Medikan Co., Ltd	韓国	医療機器商品	2020年4月1日から 2023年3月31日まで	指定医療機器商品の日本国内独占販売契約

(2) OEM基本契約書

相手先の名称	契約期間	契約内容
株式会社シャローム	2017年1月1日から 2021年12月31日まで (以降1年毎自動更新)	化粧品及び医薬部外品の製造委託

5 【研究開発活動】

当社の研究開発活動は、主に自家細胞・組織を用いた再生医療に関する臨床応用について、大学や事業会社との共同で実施しております。

当事業年度における研究開発費の金額は10,817千円であり、全額が再生医療関連事業における研究開発費用であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、加工施設設備の増強、品質管理の向上、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は37,324千円ですが、その主なものはC P C 製造設備拡充に関する投資31,806千円です。

なお、当事業年度において生産能力へ重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

2020年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員 数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
再生医療 センター (東京都渋谷区)	再生医療関連事業	加工施設設 備	-	11,585	0	11,585	13
本社 (東京都渋谷区)	再生医療関連事業 コンシューマー事 業 全社(共通)	事務所 加工施設設 備	31,060	35,362	9,298	75,722	55

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価格のうち「その他」は、リース資産、ソフトウェア等の合計であります。

4. 再生医療センター及び本社は、賃貸借契約により使用しているものであり、年間賃借料はそれぞれ 19,716千円、66,468千円です。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,760,000
計	5,760,000

(注) 2020年9月10日開催の取締役会議決により、2020年11月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は11,520,000株増加し、17,280,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年1月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,048,800	6,146,400	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,048,800	6,146,400		

(注) 1. 2020年9月10日の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割をおこなっております。これにより株式数は4,097,600株増加し、発行済株式総数は6,146,400株となっております。

2. 提出日現在の発行数には、2021年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

a. 第2回新株予約権

決議年月日	2017年10月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 12
新株予約権の数(個)	117 [ 117 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,800 [ 140,400 ] (注) 1, 3, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	123 [ 41 ] (注) 2, 3, 4
新株予約権の行使期間	2019年10月24日から2027年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 123 [ 41 ] 資本組入額 61.5 [ 20.5 ] (注) 2, 3, 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

当事業年度の末日(2020年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日前月末現在にかけて変更された事項については、提出日前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は400株であり、本書提出日の前月末現在においては1,200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2018年4月24日開催の取締役会決議により、2018年5月10日付で普通株式1株につき2株の割合で、また2019年3月27日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社は、2020年9月10日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上表の [ ] 内の記載は、当該株式分割による調整後の内容となっております。

b. 第3回新株予約権

決議年月日	2018年4月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	45 [ 45 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,000 [ 27,000 ] (注)1, 3, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180 [ 60 ] (注)2, 3, 4
新株予約権の行使期間	2020年5月10日から2028年4月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180 [ 60 ] 資本組入額 90 [ 30 ] (注)2, 3, 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

当事業年度の末日(2020年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日前月末現在にかけて変更された事項については、提出日前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は200株であり、本書提出日の前月末現在においては600株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2019年3月27日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社は、2020年9月10日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上表の [ ] 内の記載は、当該株式分割による調整後の内容となっております。

c. 第4回新株予約権

決議年月日	2018年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	68 [ 68 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,600 [ 40,800 ] (注) 1, 3, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180 [ 60 ] (注) 2, 3, 4
新株予約権の行使期間	2020年10月3日から2028年4月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180 [ 60 ] 資本組入額 90 [ 30 ] (注) 2, 3, 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

当事業年度の末日(2020年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日前月末現在にかけて変更された事項については、提出日前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は200株であり、本書提出日の前月末現在においては600株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2019年3月27日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社は、2020年9月10日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上表の [ ] 内の記載は、当該株式分割による調整後の内容となっております。

d. 第5回新株予約権

決議年月日	2019年1月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 社外協力者 2
新株予約権の数(個)	72 [ 72 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,400 [ 43,200 ] (注) 1, 3, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,850 [ 617 ] (注) 2, 3, 4
新株予約権の行使期間	2021年1月29日から2029年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,850 [ 617 ] 資本組入額 925 [ 308.5 ] (注) 2, 3, 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

当事業年度の末日(2020年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日前月末現在にかけて変更された事項については、提出日前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は200株であり、本書提出日の前月末現在においては600株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2019年3月27日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社は、2020年9月10日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上表の [ ] 内の記載は、当該株式分割による調整後の内容となっております。



e. 第6回新株予約権

決議年月日	2020年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 13 社外協力者 5
新株予約権の数(個)	32 [ 32 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,200 [ 9,600 ] (注) 1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,600 [ 3,534 ] (注) 2, 3
新株予約権の行使期間	2022年6月10日から2030年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,600 [ 3,534 ] 資本組入額 5,300 [ 1,767 ] (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

当事業年度の末日(2020年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日前月末現在にかけて変更された事項については、提出日前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は100株であり、本書提出日の前月末現在においては300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2020年9月10日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っております。上表の [ ] 内の記載は、当該株式分割による調整後の内容となっております。

f. 第7回新株予約権

決議年月日	2020年12月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 2
新株予約権の数(個)	20
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,400 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年1月5日から2030年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,400 資本組入額 5,200 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

新株予約権の発行決議(2020年12月14日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

g. 第8回新株予約権

決議年月日	2021年1月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	30
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,610 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年1月22日から2030年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,610 資本組入額 4,805 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

新株予約権の発行決議(2021年1月7日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年11月30日 (注) 1	1,800	1,800	90,000	90,000		
2016年12月1日 (注) 2	1,800	3,600		90,000		
2018年5月10日 (注) 3	3,600	7,200		90,000		
2019年4月1日 (注) 4	1,432,800	1,440,000		90,000		
2019年10月25日 (注) 5	480,000	1,920,000	503,424	593,424	503,424	503,424
2019年11月27日 (注) 6	72,000	1,992,000	75,513	668,937	75,513	578,937
2019年11月1日～ 2020年10月31日 (注) 7	56,800	2,048,800	3,880	672,818	3,880	582,818

(注) 1. 会社設立

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

2. 2016年12月1日付で実施した普通株式1株を2株に分割する株式分割によるものです。

3. 2018年5月10日付で実施した普通株式1株を2株に分割する株式分割によるものです。

4. 2019年4月1日付で実施した普通株式1株を200株に分割する株式分割によるものです。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,280円

引受価額 2,097.6円

資本組入額 1,048.8円

6. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連する第三者割当増資)

発行価額 2,230円

引受価格 2,097.6円

資本組入額 1,048.8円

割当先 みずほ証券株式会社

7. 新株予約権の権利行使による増加であります。

8. 2020年9月10日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割をおこなっております。これにより発行済株式総数は4,097,600株増加し、6,146,400株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2020年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	19	34	33	-	995	1,087	
所有株式数(単元)	-	1,615	641	2,338	1,158	-	14,710	20,462	2,600
所有株式数の割合(%)	-	7.9	3.1	11.4	5.7	-	71.9	100.0	

(注) 自己株式43株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
山川 雅之	東京都渋谷区	964,800	47.09
裙本 理人	東京都中央区	264,000	12.88
シリアルインキュベート株式会社	東京都港区西麻布三丁目17-15	211,200	10.30
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	54,500	2.66
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	45,100	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	28,100	1.37
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2-2	26,900	1.31
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6-1	26,700	1.30
丸谷 和徳	東京都目黒区	21,000	1.02
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NORTHERN TRUST (GUERNSEY) LIMITED RE GGDG RE:AIF CLIENTS 15.315 PERCENT NON TREATY ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK(東京都中央区日本橋三丁目11-1)	21,000	1.02
計		1,663,300	81.18

(注) 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨ててしております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,046,200	20,462	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,600		
発行済株式総数	2,048,800		
総株主の議決権		20,462	

(注) 2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

【自己株式等】

2020年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) セルソース株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目19 番5号				
計					

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	43	642
当期間における取得自己株式		

(注) 1. 当社は、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度における取得自己株式は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 当期間における取得自己株式には、2021年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取によるものです。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他( )				
保有自己株式数	43		129	

(注) 1. 当社は、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度における取得自己株式は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 当期間における保有自己株式には、2021年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

また、2020年11月1日付の株式分割による増加数(86株)を含めて記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付けております。しかしながら当社は、2015年11月の創業と社歴が浅く、成長拡大の過程にあると考えており、財務の安定性と将来の成長に向けての投資等に備えた内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから当社は、会社創業以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。今後の株主への剰余金の配当につきましては、事業環境、当社の経営成績や財務状況、及びそれらを踏まえた投資計画等を総合的に勘案し、株主利益の最大化と内部留保のバランスを踏まえて検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を想定しておりますが、中間配当を行う事ができる旨定款で定めております。なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う事ができる旨を定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社では、「コーポレート・ガバナンス」を、「株主、従業員、取引先、取引先医療機関の患者様、消費者、地域社会等、すべてのステークホルダーの利益の総和を最大限に尊重し、公平かつ迅速な情報開示を行う」事と、「革新的・持続的な成長と長期安定的な企業価値の拡大を達成する」事とを同時に達成するための組織体制と企業倫理醸成の仕組み作りと位置付けております。

課題解決型企業として、当社の掲げるコーポレート・ミッション（当社の目指すべき社会貢献）である「高齢化問題の解決」、「少子化問題の解決」、「財政赤字問題の解決（保険医療費削減）」を目指すうえで「コーポレート・ガバナンス」の充実が経営の最重要課題の一つと認識しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会を設置しております。また、取締役会又は監査役会の機能を補完する機関として経営会議とコンプライアンス・リスク協議会を設置しております。

#### イ. 取締役会

提出日現在、取締役会は取締役4名（うち社外取締役2名）で構成され、当社経営管理の意思決定機関として法令・定款に定められた事項のほか、経営の基本方針並びに重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役会は原則毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行える体制としております。

#### ロ. 監査役会

提出日現在、監査役会は社外監査役3名（うち1名は常勤監査役）で構成され、業務監査及び会計監査を行う機関として、監査の方針、監査計画の策定、監査の方法など監査役の職務の執行に関する決定を行っております。各監査役は、監査に関する重要な報告を受け協議を行い、又は決議し経営の監視及び監査を行っております。監査役会は、原則毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況・監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有により有効かつ効率的な監査を行える体制としております。

#### ハ. 経営会議

提出日現在、経営会議は、社長を議長とし、社長を含む業務執行取締役2名及び執行役員5名の合計7名で構成され、取締役会決議により委任された事項、取締役会への上程議案、その他経営上重要な事項として社規則で定められた事項を決議しています。経営会議は、原則月1回以上、議案の発生都度、随時開催し、構成員の他、常勤監査役がオブザーバーとして出席するとともに、個別議案に係る従業員が必要に応じ出席しております。

#### ニ. コンプライアンス・リスク協議会

提出日現在、コンプライアンス・リスク協議会は、社長、業務執行取締役、執行役員、その他社長が指名する役職員により構成され、原則として隔月1回開催されています。コンプライアンス・リスク協議会には、構成員の他、常勤監査役及び顧問弁護士が出席し、社長の諮問を受けて、部門横断組織としてコンプライアンス及び経営上のリスクにおいて種々勘案すべき事項及び行動計画等について協議し、社長に対し必要な答申・報告・立案を行っております。



各機関の提出日現在の構成員は次のとおりであります。(議長、○構成員、出席者、オブザーバー)

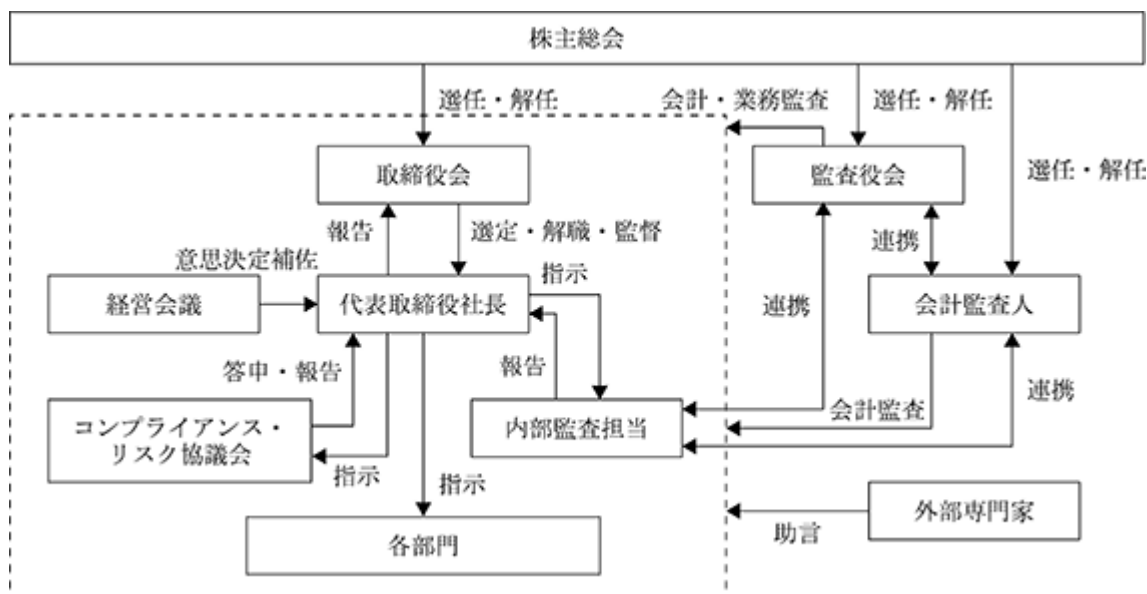
役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	コンプライアンス・リスク協議会
代表取締役社長	裙本 理人				
取締役 経営企画本部長	雨宮 猛	○		○	○
取締役(社外)	村上 憲郎	○			
取締役(社外)	藤沢 久美	○			
常勤監査役(社外)	山下 公央				
監査役(社外)	小山 秀夫		○		
監査役(社外)	尾崎 恒康		○		
執行役員 経営管理本部長	大西 勝二			○	○
執行役員 再生医療事業本部長	花木 博彦			○	○
執行役員 再生医療事業本部 副本部長	藤田 健太			○	○
執行役員 再生医療事業本部 副本部長	加賀山 慎				
執行役員 再生医療事業本部 副本部長	若月 元				
代表取締役社長が 指名する者					○
顧問弁護士					

b. 現状の企業統治の体制を採用している理由

当社は、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

c. コーポレート・ガバナンスの体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりとなります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当該株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める内部統制システムの整備に関して、取締役会の決議により、以下のとおり体制の整備をしております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ・ 「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進体制や役職員の遵守事項などを明文化する事により、コンプライアンスに対する意識の醸成とその遵守徹底を図っております。
- ・ コンプライアンス・リスク協議会において、当社事業の関連するすべての法令を洗い出し、それらのリスク評価とリスク低減策を定期的実施・策定し、モニタリングしております。同協議会には顧問弁護士がアドバイザーとして出席し、専門的知見で適宜助言を受けております。
- ・ 常勤監査役が取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、役職員の職務執行状況をタイムリーに把握し、必要に応じて助言を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 「文書保管管理規程」を定め、各種議事録やその他の重要文書等の取締役の職務執行に係る情報は適切に保存、管理しております。
- ・ 文書管理の責任部署は経営管理本部とし、経営管理本部は文書の保存と閲覧権限を適切に設定し、情報管理を行うとともに、取締役及び監査役からの要請に基づき、速やかに必要文書を閲覧に供する事ができる体制としております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 「リスク管理規程」を定め、当社の抱える諸リスクの分類、評価、対応、モニタリング方法を明確化し、リスクに対する管理体制を構築しています。
- ・ コンプライアンス・リスク協議会において、「リスク管理規程」に基づき会社に発生し得るリスクを洗い出し、それぞれのリスクごとに「重大性」と「発生頻度」でマトリックス評価の上、リスク受容度を測定、その軽重に応じた対応策を実施する事としています。また、実施した対応策の進捗や効果についても同協議会においてモニタリングする事としています。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- ・ 「取締役会規程」、「経営会議規程」及び「組織規程」において、取締役会、経営会議、社長及び業

務執行取締役の決議・承認事項並びに職務権限を明確にし、それぞれの会議体の議案が適切に配分されるようにしております。また、経営会議の議案の内容及びその採否の結果は毎月実施される定時取締役会において報告され、経営上の重要な事項は取締役及び監査役に共有される体制としております。

- ・ 取締役会及び経営会議の事務局を経営管理本部とし、経営管理本部はそれぞれの議案資料の取り纏めと事前配布などにより、議論が効率的に行われるようサポート業務を実施しております。取締役会議案資料につきましては、社外取締役を含め遅くとも会議の3日前までに議案資料を送付、取締役からの要請等必要に応じて資料の事前説明を行う体制としております。

ホ．監査の使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

- ・ 「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、監査役会は監査役の職務を補助すべき使用人を置く事を取締役会に要請できる旨定めています。また、監査役より監査業務に必要な情報の提供又は業務の指示を受けた使用人は当該指示の執行にあたり、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

ヘ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・ 監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、また、稟議書など社内決裁書類を閲覧できる権限を有し、会社経営上重要な事項を常に取締役と情報共有できる体制としております。
- ・ 「監査役会規程」において、監査役会は取締役及び使用人に対し必要な情報を求める事ができる旨規定しております。

ト．監査役への報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

- ・ 「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「内部通報制度規程」において、監査役へ報告した者が当該報告をした事を理由として、会社及び取締役は不利な取扱いを行ってはならない旨を定めております。

チ．監査役の仕事の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役会は監査役の仕事の執行について生じる費用を会社に請求できる旨を定めております。

リ．その他監査役の仕事が実効的に行われる事を確保するための体制

- ・ 監査役はすべて社外監査役であり、独立・中立的な立場で実効的な監査を実施できる体制としております。また、「監査役会規程」において、常勤監査役は職務上知り得た情報を非常勤監査役と共有する旨規定しております。
- ・ 監査役は、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し必要な情報を聴取するとともに、適宜、社長、業務執行取締役と意見交換を行い相互の意思疎通を図っております。
- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的及び必要に応じて随時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。

株主総会決議事項を取締役会で決議する事ができるとした事項

a．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った事による取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、及び、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備する事を目的とするものです。

b．剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める事ができる旨を定款に定めています。これは、当社の剰余金の配当等に関する基本方針に従い、機動的な決定を行う事を目的とするものです。

c．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得する事ができる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行する事を目的とするものです。

取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使する事ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行う事を目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使する事ができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	裨本 理人	1982年10月21日	2005年4月 2015年11月	住友商事株式会社入社 当社設立代表取締役(現任)	(注)3	792,000
取締役 経営企画本部長	雨宮 猛	1962年7月14日	1986年4月 1999年8月 2002年5月 2008年6月 2017年6月 2018年9月 2020年3月	伊藤忠商事株式会社入社 日本オンライン証券株式会社(現 auカブコム証券株式会社)入社 同社執行役員 同社専務執行役 当社入社 当社取締役経営管理本部長 当社取締役経営企画本部長(現任)	(注)3	21,400
取締役	村上 憲郎	1947年3月31日	1970年4月 1994年9月 1999年8月 2001年11月 2003年4月 2009年1月 2011年1月 2012年3月 2013年8月 2014年12月 2017年10月	日立電子株式会社(現株式会社日 立国際電気)入社 インフォミックス株式会社代表取 締役社長兼米国本社副社長 ノートルネットワークス株式会社 (カナダ)代表取締役社長 ドーセント日本法人代表取締役社 長 グーグル株式会社代表取締役社長 兼米国本社副社長 グーグル株式会社(日本法人)名誉 会長 株式会社村上憲郎事務所代表(現 任) 株式会社ブイキューブ社外取締役 (現任) 株式会社ウェザーニューズ社外取 締役 株式会社エナリス代表取締役社長 当社社外取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	藤沢 久美	1967年3月15日	<p>1995年4月 株式会社アイフィス設立代表取締役</p> <p>2004年6月 一般社団法人投資信託協会理事(現任)</p> <p>2004年11月 株式会社ソフィアバンク取締役</p> <p>2005年4月 法政大学大学院客員教授</p> <p>2006年6月 トレンダーズ株式会社監査役</p> <p>2006年7月 シンメトリー・ジャパン株式会社取締役</p> <p>2011年6月 日本証券業協会公益理事(現任)</p> <p>2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構取締役</p> <p>2013年6月 株式会社静岡銀行取締役(現任)</p> <p>ミュージックセキュリティーズ株式会社監査役</p> <p>2013年8月 株式会社ソフィアバンク代表取締役(現任)</p> <p>2014年6月 豊田通商株式会社取締役(現任)</p> <p>株式会社サイネックス取締役</p> <p>2014年7月 株式会社お金のデザイン取締役</p> <p>2016年5月 株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役(現任)</p> <p>2018年2月 株式会社CAMPFIRE取締役</p> <p>2018年3月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事(現任)</p> <p>2018年10月 株式会社ネットプロテクションズ取締役(現任)</p> <p>2019年4月 一般社団法人Japan Action Tank理事(現任)</p> <p>2020年3月 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター理事長(現任)</p> <p>学校法人神石高原学園理事(現任)</p> <p>2021年1月 当社社外取締役(現任)</p>	(注)3	300
監査役 (常勤)	山下 公央	1951年2月18日	<p>1974年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行</p> <p>2004年7月 株式会社UFJホールディングス(現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)執行役員</p> <p>2005年6月 カブドットコム証券株式会社(現auカブコム証券株式会社)取締役会長</p> <p>2014年6月 株式会社名村造船所社外監査役(現任)</p> <p>2017年6月 株式会社NSD社外取締役(現任)</p> <p>2017年10月 当社社外監査役(現任)</p>	(注)4	
監査役	小山 秀夫	1951年9月14日	<p>1990年4月 国立医療・病院管理研究所マクロ経済研究室室長</p> <p>2004年4月 国立保健医療科学院経営科学部部長</p> <p>2007年4月 静岡県立大学経営情報学部学部長</p> <p>2010年4月 兵庫県立大学大学院経営学研究科教授</p> <p>2018年4月 兵庫県立大学名誉教授</p> <p>2018年4月 当社社外監査役(現任)</p>	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	尾崎 恒康	1969年6月24日	1994年4月 司法研修所 1996年4月 検事任官 1997年4月 福岡地方検察庁 1999年4月 東京地方検察庁特別捜査部 2003年4月 法務省大臣官房訟務部門行政訟務課付 2004年7月 総務省行政管理局企画調整課行政手続室 2005年7月 検事退官 2005年8月 弁護士登録 2008年1月 西村あさひ法律事務所パートナー 2013年7月 西村あさひ法律事務所福岡事務所代表(現任) 2014年6月 東ソー株式会社社外監査役(現任) 2016年9月 株式会社高田工業所ガバナンス委員会委員長 2019年1月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	
計					813,700

- (注) 1. 取締役 村上憲郎及び藤沢久美は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 山下公央、小山秀夫及び尾崎恒康は、社外監査役であります。  
 3. 取締役の任期は、2021年1月28日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
 4. 監査役の任期は、2019年3月27日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

#### 社外取締役及び社外監査役について

##### a. 社外取締役

提出日現在、当社の取締役4名のうち、社外取締役は村上憲郎及び藤沢久美の2名であります。

社外取締役村上憲郎は、世界的IT企業をはじめ、複数の企業の代表取締役を経験しており、その高い見識をもって当社経営において適切な助言・提言をいただく事を期待し、社外取締役として選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

社外取締役藤沢久美は、投資信託評価会社を起業し代表取締役を務め、様々な公職も歴任していることから、これらの豊富な経験・見識に基づき当社経営において適切な助言・提言をいただく事を期待し、社外取締役として選任しております。同氏及び兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

##### b. 社外監査役

提出日現在、当社の監査役3名はすべて社外監査役であります。

社外監査役山下公央は、長年に亘る大手銀行での勤務経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また同銀行でのリスク管理及びコンプライアンスを担当する執行役員や複数の企業での取締役及び監査役経験を有していることから、当社の実効性のある監査及び適切な内部統制構築への貢献を期待し常勤監査役に選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

社外監査役小山秀夫は、医療・病院管理研究所での勤務や大学教授としての長年に亘る経験により医療経営学に対する高い見識を有しており、当社経営への適切な監督を期待し社外監査役として選任しております。なお、同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

社外監査役尾崎恒康は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、客観的・専門的な視点での問題把握と意見具申により、当社経営の適切な監督を期待し社外監査役として選任しております。なお、同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

##### c. 独立性に関する基準及び方針

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたり、その独立性に関する基準又は方針として明確に定めた規定等はありませんが、東京証券取引所が定めている独立役員に関する判断基準を参考のうえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い見識に基づいた客観的な意見が期待でき、監督・監査機能の強化に適する人材を選定する事を基本方針としております。

(3) 【監査の状況】

内部監査の状況

- ・ 当社の内部監査は「内部監査基本規程」に基づき実施しております。当社は小規模組織であり、内部監査専門部門は設置していませんが、監査責任者である経営管理本部長の指揮のもと、合計6名にて内部監査を実施しております。なお、監査対象が経営管理本部主管業務の場合、社長は経営管理本部長以外の役職員を当該監査責任者とする事としており、経営企画本部長及び再生医療事業本部長がその任にあっております。また、必要に応じて個別監査の実施を社長の承認により外部専門機関に委託できる事としております。
- ・ 毎年、期初に、監査責任者は内部監査方針及び年度監査計画を立案し、社長の承認を取得したうえで取締役会に報告しております。個別監査は、当該年度監査計画に基づき行われ、監査責任者は実施計画を被監査部門に通知し個別監査を実施しております。監査の結果及び改善指示の内容及び被監査部門による改善活動の状況は、監査責任者から社長及び監査役に報告され監査の実効性を確保しております。

監査役監査の状況

- ・ 当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役3名）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。監査役は、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき監査を実施しております。また、常勤監査役が経営会議やコンプライアンス・リスク協議会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べる事ができる体制をとっております。
- ・ 監査役は、稟議書などの決裁書面についても常時閲覧できる体制になっており監査機能の強化を図るとともに、監査役会において監査役間の情報共有を行い監査の実効性向上を図っております。なお、会計監査人及び内部監査部門から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意見の交換を行うなど、監査役・会計監査人・内部監査部門間で緊密な連携をとっております。
- ・ 当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次の通りであります。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役（社外）	山下 公央	13回 / 13回
監査役（社外）	小山 秀夫	13回 / 13回
監査役（社外）	尾崎 恒康	12回 / 13回

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b . 継続監査期間

4年間

c . 業務を執行した公認会計士

指有限責任社員 業務執行社員 工藤雄一

指有限責任社員 業務執行社員 奥谷績

d . 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士11名 会計士試験合格者5名 その他9名

e . 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定について、監査法人に必要とされる独立性、専門性及び品質管理体制に加え、当社のビジネスに対する知識・理解の蓄積等を勘案した結果、EY新日本有限責任監査法人は、これらの選定方針に合致し、適切な監査が実施できるものと判断したため選定しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。



f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った結果、監査の品質が確保されていることを監査役会が確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
22,000	1,500	23,000	

(注) 前事業年度における非監査業務の内容は、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、公認会計士との協議により監査役会の同意を得た上で決定いたします。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬等の額の決定に関する方針

(ア)取締役

取締役会決議により、取締役の報酬についての以下の基本方針を定め、報酬額を決定しております。

《基本方針》

取締役報酬は、固定報酬と変動報酬で構成され、変動報酬は会社業績と個人の貢献度により決定する。

(イ)監査役

監査役報酬は固定報酬で構成され、監査役の協議によって決定しております。

b. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

本書提出日現在の取締役及び監査役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額500百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額を100百万円以内と決議頂いており、当該決議当時の取締役は3名、監査役は1名であります。なお、取締役及び監査役の個別の報酬については、それぞれ取締役会並びに監査役会の決議をもって、決定しております。

c. 当事業年度の役員報酬等の決定過程における取締役会の活動内容

当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動につきましては、2020年1月28日開催の取締役会で報酬額を決定しております。

当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	48,600	48,600	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	19,800	19,800	-	-	-	4

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与は支給しておりません。  
2. 個別報酬等の金額は記載せず合計額のみを記載しております。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年11月1日から2020年10月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナー等に積極的に参加しております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,333,551	1,757,015
売掛金	135,733	227,517
商品及び製品	99,261	84,550
仕掛品	<sup>1</sup> 43,428	<sup>1</sup> 17,962
原材料及び貯蔵品	22,285	29,816
前渡金	-	24,394
前払費用	16,714	22,059
その他	5,016	5,196
貸倒引当金	1,562	2,602
流動資産合計	1,654,429	2,165,911
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	33,804	31,060
工具、器具及び備品（純額）	27,971	47,960
リース資産（純額）	6,703	3,830
その他（純額）	4,540	0
有形固定資産合計	<sup>2</sup> 73,020	<sup>2</sup> 82,852
無形固定資産		
ソフトウェア	4,244	5,467
無形固定資産合計	4,244	5,467
投資その他の資産		
長期前払費用	22,816	12,073
繰延税金資産	25,174	26,822
敷金及び保証金	62,557	59,010
破産更生債権等	4,700	4,700
貸倒引当金	4,700	4,700
投資その他の資産合計	110,548	97,905
固定資産合計	187,813	186,225
資産合計	1,842,242	2,352,136

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	14,631	29,878
リース債務	3,039	3,188
未払金	47,152	38,688
未払費用	18,583	27,337
未払法人税等	47,012	107,948
未払消費税等	24,947	52,641
前受金	69,967	39,090
預り金	3,765	9,648
受注損失引当金	1 1,152	1 109
流動負債合計	230,253	308,531
固定負債		
リース債務	4,285	1,097
固定負債合計	4,285	1,097
負債合計	234,539	309,629
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	593,424	672,818
資本剰余金		
資本準備金	503,424	582,818
資本剰余金合計	503,424	582,818
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	510,855	784,938
利益剰余金合計	510,855	784,938
自己株式	-	642
株主資本合計	1,607,703	2,039,932
新株予約権	-	2,574
純資産合計	1,607,703	2,042,507
負債純資産合計	1,842,242	2,352,136

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
売上高	1,611,587	1,855,475
売上原価	457,989	596,519
売上総利益	1,153,598	1,258,956
販売費及び一般管理費		
荷造運賃	49,724	34,221
広告宣伝費	149,934	88,662
貸倒引当金繰入額	6,262	1,040
役員報酬	66,600	68,400
給料手当	157,270	221,412
業務委託費	82,051	105,427
地代家賃	47,429	54,983
支払手数料	63,417	64,430
減価償却費	6,734	8,021
研究開発費	7,999	10,817
その他	189,230	185,988
販売費及び一般管理費合計	826,654	843,405
営業利益	326,944	415,551
営業外収益		
受取利息	1	8
保険解約返戻金	3	-
その他	-	79
営業外収益合計	5	88
営業外費用		
支払利息	49	286
株式交付費	4,173	934
上場関連費用	19,081	-
為替差損	298	1,609
その他	-	0
営業外費用合計	23,603	2,831
経常利益	303,346	412,807
税引前当期純利益	303,346	412,807
法人税、住民税及び事業税	96,883	140,373
法人税等調整額	6,857	1,648
法人税等合計	103,740	138,725
当期純利益	199,606	274,082

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)		当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(製造原価明細)					
材料費	1	68,175	20.3	69,465	18.3
労務費		131,331	39.2	171,911	45.2
経費		135,550	40.5	138,893	36.5
当期総製造費用		335,057	100.0	380,270	100.0
期首仕掛品たな卸高		23,752		43,428	
合計		358,809		423,698	
期末仕掛品たな卸高		43,428		17,962	
当期製品製造原価		315,381		405,735	
期首製品たな卸高		32,488		35,047	
合計		347,869		440,783	
他勘定振替高	2	6,579		5,157	
期末製品たな卸高		35,047		31,722	
受注損失引当金繰入額		142		1,042	
製品売上原価		306,385		402,861	
(商品原価明細)					
期首商品たな卸高	3	42,935	19.8	64,213	25.9
当期商品仕入高		174,289	80.2	183,997	74.1
合計		217,224	100.0	248,211	100.0
他勘定振替高		1,406		1,724	
期末商品たな卸高		64,213		52,828	
商品売上原価	151,603		193,657		
売上原価合計		457,989		596,519	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注加工費	43,623	18,371
地代家賃	21,797	31,600
消耗品費	21,577	23,619
減価償却費	14,519	19,056

2 製造原価における他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
広告宣伝費 (販売費及び一般管理費)	3,845	2,184
交際費 (販売費及び一般管理費)	1,298	1,029
福利厚生費 (販売費及び一般管理費)	912	-
医療機器仕入高 (製造原価)	335	511
図書研修費 (販売費及び一般管理費)	187	-
研究開発費 (販売費及び一般管理費)	-	1,432

3 商品原価における他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
材料仕入高 (製造原価)	1,346	844
広告宣伝費 (販売費及び一般管理費)	30	87
交際費 (販売費及び一般管理費)	29	58
販売促進費 (販売費及び一般管理費)	-	163
図書研修費 (販売費及び一般管理費)	-	572

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、加工受託サービス及びコンシューマー事業製品については実際総合原価計算を、コンサルティングサービスについては個別原価計算を採用しております。



【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	90,000	-	-	311,249	311,249	-	401,249	-	401,249
当期変動額									
新株の発行	503,424	503,424	503,424				1,006,848		1,006,848
当期純利益				199,606	199,606		199,606		199,606
自己株式の取得							-		-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								-	-
当期変動額合計	503,424	503,424	503,424	199,606	199,606	-	1,206,454	-	1,206,454
当期末残高	593,424	503,424	503,424	510,855	510,855	-	1,607,703	-	1,607,703

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	593,424	503,424	503,424	510,855	510,855	-	1,607,703	-	1,607,703
当期変動額									
新株の発行	79,394	79,394	79,394				158,788		158,788
当期純利益				274,082	274,082		274,082		274,082
自己株式の取得						642	642		642
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								2,574	2,574
当期変動額合計	79,394	79,394	79,394	274,082	274,082	642	432,228	2,574	434,803
当期末残高	672,818	582,818	582,818	784,938	784,938	642	2,039,932	2,574	2,042,507

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	303,346	412,807
減価償却費	20,727	26,269
長期前払費用償却額	40,795	36,285
敷金償却	3,265	3,547
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,262	1,040
受取利息	1	8
支払利息	49	286
為替差損益(は益)	-	1,577
株式交付費	4,173	934
株式報酬費用	-	2,574
上場関連費用	19,081	-
売上債権の増減額(は増加)	3,840	91,783
たな卸資産の増減額(は増加)	41,449	32,644
前渡金の増減額(は増加)	11,342	24,394
仕入債務の増減額(は減少)	16,845	15,246
前受金の増減額(は減少)	11,275	30,877
その他	2,987	21,260
小計	355,194	407,412
利息の受取額	1	8
利息の支払額	49	286
法人税等の支払額	159,860	76,909
営業活動によるキャッシュ・フロー	195,287	330,225
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	50,075	30,072
無形固定資産の取得による支出	3,340	2,650
長期前払費用の取得による支出	31,105	25,110
敷金及び保証金の差入による支出	23,349	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	107,871	57,832
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	1,003,074	157,887
自己株式の取得による支出	-	643
上場関連費用の支出	7,891	-
リース債務の返済による支出	1,983	3,039
その他	-	1,556
財務活動によるキャッシュ・フロー	993,198	152,648
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	1,577
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,080,614	423,463
現金及び現金同等物の期首残高	252,937	1,333,551
現金及び現金同等物の期末残高	1,333,551	1,757,015

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物付属設備を含む)については定額法を採用し、その他の固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
工具、器具及び備品	4～10年
その他	5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積る事が可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

## 1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022年10月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり  
ます。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

### (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
  - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

### (2) 適用予定日

2022年10月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり  
ます。

## 3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」  
(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年10月期の年度末より適用します。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年10月期の年度末より適用します。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記して表示しておりました「有形固定資産」の「機械及び装置(純額)」(当事業年度、0千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他(純額)」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」の「機械及び装置(純額)」に表示していた4,540千円は、「その他(純額)」として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断及び固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大による当社業績への影響は現時点では限定的であり、当事業年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表関係)

1 たな卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。受注損失引当金に対応するたな卸資産の額

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
仕掛品	28,735千円	5,075千円
計	28,735千円	5,075千円

2 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
建物	2,941千円	6,535千円
工具、器具及び備品	15,680 "	29,515 "
リース資産	1,915 "	4,788 "
その他	29,860 "	34,401 "
計	50,398千円	75,241千円

(損益計算書関係)

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
一般管理費	7,999千円	10,817千円
計	7,999千円	10,817千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,200	1,912,800	-	1,920,000

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、株式分割による増加1,432,800株、新規上場に伴う新株発行による増加480,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,920,000	128,800	-	2,048,800

(変動事由の概要)

オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資による増加 72,000株

ストックオプションの権利行使による増加 56,800株

2. 自己株式に関する事項

--	--	--	--	--

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		43	-	43

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 43株

### 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第6回新株予約権	普通株式		3,400	200	3,200	2,574
合計			3,400	200	3,200	2,574

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載していません。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の増加は、発行によるものです。

第6回新株予約権の減少は、権利失効によるものです。

3. 第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
現金及び預金	1,333,551千円	1,757,015千円
現金及び現金同等物	1,333,551千円	1,757,015千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、再生医療関連事業における加工設備(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画及びその進捗等を勘案し、運転資金については主に金融機関からの短期借入により、また設備投資資金については、金融機関からの長期借入又は、株式・社債等の発行により資本市場から調達する方針であります。一時的な余資は金融機関への普通預金等、安全性及び換金性の高い短期金融資産で運用しております。また、市場リスクは原則として取らない方針であり、デリバティブ取引は通常業務の中で市場リスクが増加した場合にのみ、必要に応じてヘッジ目的に限定し行う方針としています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 全般的な管理

金融商品に係るリスクを含む会社が負うリスクについては、「コンプライアンス・リスク協議会」において、各リスクの洗い出し、評価、軽減策などについて定期的に協議・確認する体制としております。

## 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先の信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認しております。

## 資金の流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

月商に応じた預金残高を維持するとともに、資金繰表を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、一時的な資金逼迫を想定し、金融機関から資金借入枠を確保しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

## 前事業年度(2019年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,333,551	1,333,551	-
(2) 売掛金	135,733	135,733	-
資産計	1,469,285	1,469,285	-

## 当事業年度(2020年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,757,015	1,757,015	-
(2) 売掛金	227,517	227,517	-
資産計	1,984,532	1,984,532	-

## (注) 金融商品の時価の算定方法

## 資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,333,551	-	-	-
売掛金	135,733	-	-	-
合計	1,469,285	-	-	-

当事業年度(2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,757,015	-	-	-
売掛金	227,517	-	-	-
合計	1,984,532	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用		2,574千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権
決議年月日	2017年10月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 12名
株式の種類及び付与数	普通株式 93,200株 (注)
付与日	2017年10月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」、また、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年10月24日～2027年10月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。2018年5月10日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)及び2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。なお、当社は2020年11月1日付で1株当たり3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

	第3回新株予約権
決議年月日	2018年4月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 19名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,400株 (注)
付与日	2018年5月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」、また、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年5月10日～2028年4月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。なお、当社は2020年11月1日付で1株当たり3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

	第4回新株予約権
決議年月日	2018年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 21名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 18,800株 (注)
付与日	2018年10月3日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」、また、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年10月3日～2028年4月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。なお、当社は2020年11月1日付で1株当たり3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

	第5回新株予約権
決議年月日	2019年1月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 17名 社外協力者 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,600株 (注)
付与日	2019年2月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員及び従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」、また、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年1月29日～2029年1月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。なお、当社は2020年11月1日付で1株当たり3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

	第6回新株予約権
決議年月日	2020年5月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 13名 社外協力者 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,400株 (注)
付与日	2020年6月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員及び従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年6月10日～2030年1月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2020年11月1日付で1株当たり3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権 (注)	第3回新株予約権 (注)	第4回新株予約権 (注)	第5回新株予約権 (注)	第6回新株予約権 (注)
決議年月日	2017年10月23日	2018年4月24日	2018年9月25日	2019年1月28日	2020年5月25日
権利確定前(株)					
前事業年度末	90,000	20,000	16,800	14,800	
付与					3,400
失効		600		400	200
権利確定	90,000	19,400	16,800		
未確定残				14,400	3,200
権利確定後(株)					
前事業年度末					
権利確定	90,000	19,400	16,800		
権利行使	43,200	10,400	3,200		
失効					
未行使残	46,800	9,000	13,600		

(注) 株数については、2018年5月10日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)及び2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。なお、当社は2020年11月1日付で1株当たり3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年10月23日	2018年4月24日	2018年9月25日	2019年1月28日	2020年5月25日
権利行使価格(円)	123	180	180	1,850	10,600
行使時平均株価(円)	13,499	27,108	33,500		
付与日における公正な評価単価(円)					3,862

(注) 権利行使価格については、2018年5月10日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)及び2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。なお、当社は2020年11月1日付で1株当たり3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の価格で記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注) 1	39.46%
予想残存期間 (注) 2	5.83年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率(注) 4	0.100%

(注) 1. 類似企業 2 社の2014年 8 月11日から2020年 6 月10日までの週次株価に基づき算定しております。

2. 割当日：2020年 6 月10日

権利行使期間：2022年 6 月10日から2030年 1 月28日

なお、採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

3. 配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日2026年 3 月20日の長期国債342の国債利回り（日本証券業協会の売買参考統計値より）を採用しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式としておりま  
す。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	2,100,435千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	964,526千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
繰延税金資産		
前受金	21,424千円	10,250千円
未払賞与	4,213 "	4,966 "
敷金償却額	2,257 "	3,344 "
未払事業税	2,235 "	6,534 "
貸倒引当金	1,917 "	2,236 "
一括償却資産	1,196 "	723 "
その他	1,162 "	353 "
繰延税金資産小計	34,406千円	28,408千円
評価性引当額	- "	- "
繰延税金資産合計	34,406千円	28,408千円
繰延税金負債		
仕掛品	9,232千円	1,586千円
繰延税金負債合計	9,232千円	1,586千円
繰延税金資産純額	25,174千円	26,822千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%	0.8%
税率変更による影響額	1.4%	-%
住民税均等割	0.8%	0.6%
留保金課税	5.0%	6.3%
所得拡大促進税制による税額控除	4.6%	3.9%
その他	0.8%	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.2%	33.6%

## (資産除去債務関係)

当社は、不動産賃貸契約に基づく、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該契約に伴う敷金及び保証金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は入居時に設置された設備一式の償却期間を採用しております。

また、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の増減について、重要なものではありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

## (1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議及び取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

取り扱う商品・サービスの分類に合わせ、組織単位及び財務情報を2事業部に分離し、「再生医療関連事業」と「コンシューマー事業」の2つを報告セグメントとしております。

## (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「再生医療関連事業」では、脂肪由来幹細胞加工受託サービス、血液由来加工受託サービス及びFatBankサービスで構成される「加工受託サービス」、医療機関に対し再生医療等安全性確保法に関連する書類作成等のサポートを行う法規対応サポートサービスやKPIによる経営管理手法や人材マネジメント手法をサポートする経営管理支援サービスで構成される「コンサルティングサービス」及び医療機関が患者から脂肪等を採取するために必要となる機器を販売する「医療機器販売」を主に行っております。

「コンシューマー事業」では、主に自社化粧品ブランド「シグナリフト」の美容液、クリーム、洗顔ジェル等、一般消費者向けの化粧品の製造販売を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額
	再生医療関連 事業	コンシューマー 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,199,407	412,180	1,611,587	-	1,611,587
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,199,407	412,180	1,611,587	-	1,611,587
セグメント利益 (注) 1	602,317	80,932	683,249	356,304	326,944
セグメント資産 (注) 2	303,101	78,656	381,758	1,460,484	1,842,242
その他の項目					
減価償却費	15,083	378	15,462	5,264	20,727
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	20,023	550	20,573	29,247	49,821

(注) 1. セグメント利益の調整額 356,304千円は、各報告セグメントに含まれない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産のうち、調整額に含めた報告セグメントに配分していない全社資産の金額は1,460,484千円であり、その主なものは、現金及び預金であります。

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額
	再生医療関連 事業	コンシューマー 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,685,031	170,444	1,855,475	-	1,855,475
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,685,031	170,444	1,855,475	-	1,855,475
セグメント利益又は損失 ( ) (注) 1	847,353	13,607	833,746	418,194	415,551
セグメント資産 (注) 2	396,685	70,923	467,609	1,884,527	2,352,136
その他の項目					
減価償却費	19,581	95	19,676	6,592	26,269
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	32,656	-	32,656	4,668	37,324

(注) 1. セグメント利益又は損失( )の調整額 418,194千円は、各報告セグメントに含まれない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産のうち、調整額に含めた報告セグメントに配分していない全社資産の金額は1,884,527千円であり、その主なものは、現金及び預金であります。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
医療法人社団活寿会	513,822	再生医療関連事業
メトラス株式会社	187,169	再生医療関連事業

(注) 前事業年度末日において医療法人社団活寿会は、東京ひざ関節症クリニック銀座院、東京ひざ関節症クリニック新宿院、大宮ひざ関節症クリニック及び大阪ひざ関節症クリニックの4院を傘下にしており、前事業年度の販売高は4院の数値を合算して記載しております。

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の売上高がないため、該当事項はありません。



(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
医療法人社団活寿会	810,776	再生医療関連事業
メトラス株式会社	299,826	再生医療関連事業

(注) 当事業年度末日において医療法人社団活寿会は、東京ひざ関節症クリニック銀座院、東京ひざ関節症クリニック新宿院、大宮ひざ関節症クリニック、大阪ひざ関節症クリニック、横浜ひざ関節症クリニック、札幌ひざ関節症クリニック、名古屋ひざ関節症クリニック及び福岡ひざ関節症クリニックの8院を傘下にしており、当事業年度の販売高は8院の数値を合算して記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
1株当たり純資産額	279.12円	331.90円
1株当たり当期純利益	45.91円	45.56円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	45.86円	42.98円

- (注) 1. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で、また2020年11月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2019年10月28日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から前事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	199,606	274,082
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	199,606	274,082
普通株式の期中平均株式数(株)	4,347,616	6,016,214
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	4,467	360,859
(うち新株予約権(株))	(4,467)	(360,859)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年9月10日開催の取締役会決議に基づき、2020年11月1日を効力発生日として、以下の通り、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を実施しております。

1. 株式分割の目的

株式分割を行うことで、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2020年10月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割を行っております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,048,800株
今回の分割により増加する株式数	4,097,600株
株式分割後の発行済株式総数	6,146,400株
株式分割後の発行可能株式総数	17,280,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2020年11月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年11月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>576万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,728万株</u> とする。

(3) 定款変更の効力発生日

2020年11月1日

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2020年11月1日以降、以下のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	123円	41円
第3回新株予約権	180円	60円
第4回新株予約権	180円	60円
第5回新株予約権	1,850円	617円
第6回新株予約権	10,600円	3,534円

(セグメント区分の変更)

当社は、「再生医療関連事業」及び「コンシューマー事業」の二つを報告セグメントとしておりましたが、2021年10月期より「再生医療関連事業」の単一セグメントへの変更を行うことといたしました。

コンシューマー事業におきましては、当事業年度に美顔器の仕入販売を終了し、再生医療関連分野での知見を活かしたシグナリフトブランド化粧品等の製造販売のみとなったことから、当社の経営資源の配分や経営管理体制の共通化により当社サービスを複合、付加価値の高い事業機会の獲得に繋げていくために、報告セグメントにつきましても「再生医療関連事業」の単一セグメントが適切であると判断したことによるものであります。

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

1. 当社は、2020年12月14日開催の取締役会において、2020年1月28日開催の第4回定時株主総会において承認されました、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、ストックオプションとしての新株予約権の発行について決議いたしました。

(1) スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、当社の社外協力者を対象として第7回新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

新株予約権の発行日 2021年1月5日  
 新株予約権の発行数 20個(新株予約権1個につき普通株式100株)  
 新株予約権の発行価額 金銭の払込みを要しない  
 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,000株  
 新株予約権の行使に關しての払込金額 1株につき10,400円  
 新株予約権の行使期間 2023年1月5日から2030年1月28日  
 新株予約権行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本組入額  
 発行価格 1株につき10,400円 資本組入額 1株につき5,200円  
 新株予約権の割当対象者及び割当数 社外協力者2名 20個

2. 当社は、2021年1月7日開催の取締役会において、2020年1月28日開催の第4回定時株主総会において承認されました、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、ストックオプションとしての新株予約権の発行について決議いたしました。

(1) スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、当社の従業員を対象として第8回新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

新株予約権の発行日 2021年1月22日  
 新株予約権の発行数 30個(新株予約権1個につき普通株式100株)  
 新株予約権の発行価額 金銭の払込みを要しない  
 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 3,000株

新株予約権の行使に関する払込金額 1株につき9,610円  
新株予約権の行使期間 2023年1月22日から2030年1月28日  
新株予約権行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額  
発行価格 1株につき9,610円 資本組入額 1株につき4,805円  
新株予約権の割当対象者及び割当数 当社の従業員3名 30個

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	36,745	850	-	37,595	6,535	3,593	31,060
工具、器具及び備品	43,652	33,824	-	77,476	29,515	13,834	47,960
リース資産	8,619	-	-	8,619	4,788	2,873	3,830
その他	34,401	-	-	34,401	34,401	4,540	0
有形固定資産計	123,418	34,674	-	158,093	75,241	24,842	82,852
無形固定資産							
ソフトウェア	5,779	2,650	-	8,429	2,961	1,426	5,467
無形固定資産計	5,779	2,650	-	8,429	2,961	1,426	5,467
長期前払費用	65,388	27,315	67,968	24,734	12,661	36,285	12,073

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	C P C 製造設備拡充	31,806千円
長期前払費用	プロスポーツ選手との契約金	22,000千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

長期前払費用	医療機器(シリンジ)販売権	22,596千円
長期前払費用	プロスポーツ選手との契約金	22,000千円

【借入金等明細表】

借入金等としてはリース債務がありますが、当事業年度期首及び当事業年度末におけるリース債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,262	2,602	-	1,562	7,302
受注損失引当金	1,152	109	-	1,152	109

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 受注損失引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,731,938
外貨預金	25,077
計	1,757,015
合計	1,757,015

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
医療法人社団活寿会	100,888
メトラス株式会社	52,650
ザ・クリニック東京	12,129
株式会社mieux	5,598
ザ・クリニック福岡	4,442
その他	51,807
合計	227,517

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
135,733	2,039,413	1,947,630	227,517	89.5	32.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
医療機器	52,828
計	52,828
製品	
化粧品	30,577
再生医療製品	1,144
計	31,722
合計	84,550

仕掛品

品名	金額(千円)
加工受託検体	12,886
コンサルティングサービス案件	5,075
化粧品	0
合計	17,962

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
加工受託製造用資材	10,468
化粧品用容器等	15,572
計	26,040
貯蔵品	
サンプル用化粧品	1,549
梱包材・パンフレット	2,226
計	3,775
合計	29,816



買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社シャローム	8,246
エムスリー株式会社	5,763
尾崎理化株式会社	4,292
パーソルテンプスタッフ株式会社	2,710
株式会社テクノプロ	1,651
その他	7,215
合計	29,878

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	444,428	886,289	1,311,961	1,855,475
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	123,436	187,084	250,019	412,807
四半期(当期)純利益 (千円)	77,529	118,448	158,385	274,082
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	13.11	19.92	26.47	45.56

(注) 当社は2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	13.11	6.85	6.59	18.92

(注) 当社は2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年10月31日
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日及び毎年10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 <a href="https://www.cellsource.co.jp/">https://www.cellsource.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第4期(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日) 2020年1月28日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年1月28日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第5期第1四半期(自 2019年11月1日 至 2020年1月31日) 2020年3月16日関東財務局長に提出。

事業年度 第5期第2四半期(自 2020年2月1日 至 2020年4月30日) 2020年6月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第5期第3四半期(自 2020年5月1日 至 2020年7月31日) 2020年9月10日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

2020年1月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2021年1月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第5期第1四半期(自 2019年11月1日 至 2020年1月31日) 2020年6月12日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年1月28日

セルソース株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雄 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 谷 績

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセルソース株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セルソース株式会社の2020年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。